

仕様書

- 1 業務名 採用プロモーション業務委託
- 2 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- 3 履行場所 指定場所（受注者の事業所等）

4 業務実施の背景

現状・課題	目的
<ul style="list-style-type: none">・全国的な人材獲得競争の激化・受験者数の減少・早期離職の増加（転職しやすい社会情勢）・土木職や建築職などの担い手不足・内定辞退の増加・ネガティブなイメージの定着	<ul style="list-style-type: none">・イメージの向上と定着・他自治体や民間企業との差別化・受験者数の増加・辞退の防止・ミスマッチの防止

5 業務概要

本市採用サイト「ナルホド わからん」をベースとして、目的に沿ったプロモーションを行う。

媒体	概要
(1) SNS	<ul style="list-style-type: none">・Instagram や X などの広告配信（動画・静止画）・Instagram（本市採用アカウント（公式））の運用
(2) VOD（動画配信サービス）	<ul style="list-style-type: none">・YouTube や TVer、Abema などの動画広告配信
(3) テレビ	<ul style="list-style-type: none">・長崎県内のテレビ CM の放送
(4) グッズ	<ul style="list-style-type: none">・企業説明会等の広報活動で使用する装飾グッズの制作・ノベルティの制作
(5) その他企画	<ul style="list-style-type: none">・独自提案

ターゲット	<ul style="list-style-type: none">・大学生/高校生・20代～40代の転職活動者 ※エリア等その他属性は媒体に応じて打合せのうえ決定
-------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------

6 業務内容

(1) SNS	
ア 広告	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年3月末まで3か月以上配信すること。 ・1月あたりクリック数5千回以上の効果を見込むこと。 ・Instagram、LINE、X、tiktok などから効果的な媒体を選定すること。 ・広告物（動画及び静止画）を制作すること。 ※発注者が所有する素材の提供可 ・効果的なターゲットを設定して配信すること。
イ SNS運用	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年10月～令和8年3月で必要な期間を運用すること。 ・投稿頻度は2週に1回以上を目安とすること。 ・Instagram（市採用アカウント（公式））を運用すること。 ・投稿内容（動画及び静止画）を制作すること。 ※発注者が所有する素材の提供可
ウ 報告	<ul style="list-style-type: none"> ・効果測定を行い、適宜協議のうえ、必要に応じて効果的な配信方法に変更すること。
エ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・期間、広告媒体、制作物等の内容について発注者と協議すること。

(2) VOD（動画配信サービス）	
ア 広告	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年3月まで3か月以上配信すること。 ・1月あたり視聴数30万回以上の効果を見込むこと。 ・YouTube、TVer、Abema などから効果的な媒体を選定すること。 ・動画（15秒や30秒などスキップなし想定）を制作すること。 ※発注者が所有する素材の提供可 ・効果的なターゲットを設定して配信すること。
イ 報告	<ul style="list-style-type: none"> ・効果測定を行い、適宜協議のうえ、必要に応じて効果的な配信方法に変更すること。
ウ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・期間、広告媒体、制作物等の内容について発注者と協議すること。

(3) テレビ	
ア 広告	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎県内エリアでCMを令和8年3月まで1か月以上放送すること。 ・1か月あたり40本以上放送すること。 ・動画（15秒程度）を制作すること。 ※発注者が所有する素材の提供可 ・効果的な放送局、時間帯等を選定すること。
イ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・期間、広告媒体、制作物等の内容について発注者と協議すること。

(4) グッズ	
ア 制作物	<ul style="list-style-type: none"> ・ ロールアップバナー（ブース説明時の背面設置想定） W60cm×H160cm程度（バッグ付） 1台 W100cm×H200cm程度×2台連結式（バッグ付） 1組 ・ チェアカバー W47cm×H62cm程度 5枚 ・ テーブルクロス W180cm×D70cm×H70cm程度のテーブル用 1枚 （上面、前面、両側面の4面をカバー） ・ ノベルティ 1個あたり数百円相当のグッズ 100個以上
イ その他	・ デザイン、納期等について発注者と協議すること。

(5) その他企画	
ア 内容	<p>独自提案</p> <p>【提案を望むもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「広告物」「採用サイトの新コンテンツ」「グッズ」などにおいて、漫画家やイラストレーター、タレントの起用、コラボ企画（映画、ドラマ、商品等）など、ターゲットが興味関心をもつ話題性や流行を意識したもの ・ 学食トレー等を使用した広告 など
イ その他	・ 予算内で対応可能であること

7 スケジュール

- (1) 業務スケジュールを作成し、発注者の承諾を得ること。
- (2) スケジュールに従い、進捗管理を行うこと。
- (3) 進捗に遅延が発生した場合は、必要な対策を報告すること。

8 業務責任者

- (1) 業務の実施に先立ち業務責任者を選任し、次の事項について、契約締結時に、書面をもって監督職員に通知すること。なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。

ア 氏名 イ 生年月日

ウ 受注者との雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証の写しを提出する場合には、健康保険被保険者証に記載の記号・番号等にマスキングを施すこと。）

9 作業環境

制作は受注者が確保した開発環境において行うこと。発注者の環境において作業が必要な場合、事前に発注者の承諾を得ること。

10 会議録及び課題管理

- (1) 協議を行った際は、その記録を速やかに共有すること。

11 著作権

受注者が本業務に基づき制作した著作物に係る著作権は、発注者に移転すること。また、同著作物についての著作者人格権を行使しないこと。

12 成果物の提出

(1) 成果物

次の成果物を完了届とともに提出すること。成果物は、原則、電子媒体により納入すること。

ア 制作物

イ プロモーション実施に係る報告書

(2) 留意事項

納品に際しては、以下の点に留意すること。

ア 電子ファイルの納品時には、最新版のパターンファイルにてウイルスチェックを実施すること。

イ 電子ファイルの保存形式は「Microsoft Office 2016」以降で利用可能な形式で納品すること。

ウ 各成果物の納品形式に関して特に指定が無いものは、発注者と協議すること。

13 その他注意事項

(1) 業務の遂行にあたっては、発注者の指示に従い、長崎市の服務規律、情報セキュリティ及び環境保全に向けた取り組みを遵守すること。

(2) 受注者は、業務実施前に、発注者と業務内容及び業務のスケジュールを確認すること。

(3) 受注者は、業務を円滑に遂行するために、逐次、発注者と打ち合わせを行わなければならない。また、本仕様書に記載されていない事項であっても、業務実施上必要と認められるものについては、発注者と協議のうえ実施すること。

(4) 業務完了後、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、受注者の負担により、速やかに担当者が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うこと。

(5) 本仕様書に関し、疑義が生じたときは、両者協議のうえ決定するものとする。